

ヒライ先生の Q & A



(PROFILE) 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。
社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体质にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

川崎市水道局パワハラ事件 その3

争点に対する裁判所の判断

1 Xの経歴、性格、家庭環境など……(中略)……
6 Xの自殺状況など

(1) 平成9年3月4日、Xは自宅1階で首をくくつて自殺した。……(中略)……
Xが記載した遺書1ないし5(5通)を発見した。

ア 遺書1

私、Xは、工業用水課でのいじめ、Y1課長、Y2係長、Y3主査に対する「うらみ」の気持が忘れられません。……(以下略)……

7 Xの自殺後の経過

8 被告bら3名のXに対するいじめの有無について以上(1から7)認定の事実関係に基づいての裁判所の判断

(1) 被告bら3名が、平成7年5月1日付けで工業用水課に配転されたXに対し、同年6月ころから、聞こえよがしに、「何であんなのがここに来たらんだよ。」「何であんなのがAの評価(幸営業所の勤務評定)なんだよ。」などと言ったこと、被告Y3が、Wといわゆる下ネタ話をしていたとき、会話に入ってくることなく黙っているXに対し、「もっとスケベな話にのつてこい。」、「W、Xは独身なので、……(隠語)比べをしろ。」などと呼び捨てにしながら猥雑なことを言つたこと、そして、Xが女性経験がないことを告げると、Xに対するからかいの度合いをますます強め、被告Y3がWに対し、「Xに風俗店のことについて教えてやれ。」「経験のために連れて行ってやってくれよ。」などと言つたこと、……(中略)……

他、合同旅行会の際、Xが、被告Y1ら3名が酒を飲んでいる部屋に、休みがちだったことなどについて教えたこと、……(中略)……

て挨拶に行つたところ、被告Y3が、持参した果物ナイフでチーズを切つており、そのナイフをXに示し、振り回すようにしながら「今日は切つてやる。」などとXを脅かすようなことを言い、さらに、Xに対し、「一番最初に……(隠語)こかすぞ、コノヤロイ。」などと言つたり、Xが休みがちだったことについても「普通は長く休んだら手みやげぐらいもつてくれるもんだ。」などと言つたことを裁判所は、認めた。

(2) 以上のとおり、Xが工業用水課に配属になつておよそ1か月ぐらい経過したころから、内氣で無口な性格であり、しかも、本件工事に関する原告X1とのトラブルが原因で職場に歓迎されていない上、負い目を感じており、職場にも溶け込めないXに対し、上司である被告bら3名が嫌がらせとして前記のような行為を執拗に繰り返し行つてきたものであり、挙げ句の果てに厄介者であるかのように扱い、さらに、精神的に追い詰められて欠勤しがちになつていたものの原告X1から勧められて同課における初めての合同旅行会に出席したXに対し、被告Y3が、ナイフを振り回しながら脅すようなことを言つたものである。そして、その言動の中心は被告Y3であるが、被告Y1及び被告Y2も、被告Y3が嘲笑したときには、大声で笑つて同調していたものであり、これにより、Xが精神的、肉体的に苦痛を被つたことは推測し得るものである。

以上のような言動、経過などに照らすと、被告bら3名の上記言動は、Xに対するいじめというべきである。

として裁判所は「いじめ」があつたと判断しました。

次号では被告が国又は公共団体や公務員の場合、責任はどうなるのかについて更に眺めてみます。